および運動への同一化」の過程といえるかもしれない。ただ、私は著者の主張するように、それが、資本主義社会にみられる「民主主義」に対置された形での「全体主義」への歩みとは断定しえないと思う。（49・10・16）

（A5版、四一五頁、一九七一、培風館）

（京都大学文学部助手・　　）

韓国文化財管理局編『武寧王陵』

岡内三真

I

百済・武寧王と王妃を合葬した塼室墳（いわゆる武寧王陵）が発見されて、既に三年と数ケ月が経過した。発見当時の新聞記事、ソウルでの出土遺物特別展、日本での写真展示やシンポジウム、あるいは次次と発表されるニュースや関連論文などに、興奮がさめなかったものである。その後、武寧王陵の発見を端緒としたかのように、従来にはみなかった発見や調査が続いている。たとえば、日本の高松塚壁画古墳、韓国では慶州の百五十五号墳や九十八号墳、中国では河北の満城漢墓や長沙の馬王堆漢墓などの例がある。これらと比較する時、武寧王陵の発見は、今では記憶を呼び起こさねばならない程、昔のことであったかのような錯覚におちいる。こうした気持になるのは、ただ単に時日の経過や次次に新しい発見や発掘調査のニュースが伝わるといった理由のみによるものではない。むしろ、武寧王陵という素材を、学界の共有財産として利用し得なかったところに起因している。

このたび、報告書が公刊されたことは、単に貴重な研究資料を学界に提供したにとどまらず、東アジアの考古学・古代史研究にとって、多くの問題を提起するものとなるであろう。

本書は、王陵発見の経緯から科学的保存に関する十一章の本文

と、図版（原色図版20頁・写真図版59頁・実測図版29頁）、英文要旨、跋の構成になっている。

目次は次のようである。

発刊の辞
Ⅰ　武寧王陵の位置と発見経緯
Ⅱ　発掘調査の経緯
Ⅲ　外形と内部構造
Ⅳ　埋葬の原状及び整理作業
Ⅴ　副葬品
Ⅵ　武寧王陵発見の意義
Ⅶ　百済史上の武寧王
Ⅷ　熊津時代における百済の大陸関係
Ⅸ　百済社会とその文化
Ⅹ　百済古墳の構造類型
Ⅺ　科学的保存に関する研究

本書は、Ⅰ～Ⅴ章、Ⅵ～Ⅹ章、Ⅺ章で三部に大別できる。Ⅰ～Ⅴ章が、武寧王陵の遺構と遺物に関する発掘調査報告であるから、これを主としてとりあげることにする。

以下、簡単に内容を紹介しつつ、その成果や問題点を指摘してゆきたい。

Ⅱ

Ⅰ～Ⅳ章は、王陵の発見から遺構・遺物の発掘に関する報告である。

武寧王陵は、韓国忠清南道公州郡公州邑宋山里に位置し、現在の公州の市街地西北方の山間部丘稜の先端部にある。南前方に隣接する五号墳と六号壁画古墳の保存工事を行なった際に偶然発見された。金元龍氏を団長とする武寧王陵総合調査団が、一九七一年七月七日から四回にわたる発掘調査を実施した。その結果、武寧王と王妃を合葬した王陵であることが、買地券によって明らかになった。

四回の調査の内容は、第一次が塼室墳内部の調査、第二次は墓道と墳丘の規模、封土の構築に関する調査、第三次は排水溝、第四次は羨道と玄室との床面下の構造に関する調査である。

これらの調査によると、古墳は直径約二十メートルの円墳であり、漆喰を混ぜた土で塼室を包み、その上を周辺の山土で覆って墳丘を築造している。後北方の丘陵と接する部分では、墳丘が少し外側に張り出している。墳丘の東南側の斜面には、四～五段の石積みとその上方に葺石状の配石がある。玄室の床面から墳丘頂部までの高さは、七・七メートルでありさほど高くはない。

墓室は、有文塼（蓮華文・斜格子文など）と無文塼とで築成した単室墓で、これに墓道と排水溝とを付設している。玄室と羨道の垂直な塼築の壁面は、長手積み四段と小口積み一段を単位とし、これを交互に繰り返し積んで構築している。

報告者は、これを四平一竪式と呼び、中国の三平一竪法とは異なるものとみなしている。

但し、写真と実測図でみると、天井と羨門閉塞塼の一部には、三平一竪法を用いている。

アーチ状の天井部では台形塼、壁龕では内側面が宝珠形になる二枚の特殊な形態の塼を使っている。羨門の閉塞塼は、上部と下

部とでは、構築法に相違がある。これは、上部のみを王妃の追葬に際して取り壊し、入棺後に再び閉塞した結果ではないかと報告者はみている。

玄室の北壁に一個、東西の両壁に各々二個、合計五個の壁龕があり、輪郭にそって宝珠形に朱黄色の彩色がのこっている。壁龕内には灯心のもえ残った青磁の灯明皿が遺存し、龕の上部は煤で黒くなっている。従来、壁龕内には小仏像を安置したという説もあったが、あかりをつけるための灯明皿を置く施設であることが明らかになった。

更に龕の下には、長手の塼を横に九枚ならべ、あかりとりの連子窓を表現している。これらは、南朝の塼室墳に類例がある。

また、壁面に七～八個の大きな鉄釘を打ち込んでいるが、用途は不明であるという。

羨門の前面で東西の両側に連なる前壁には、隣接する六号墳に使用している銭笵文様の塼を使っている。

羨門の前方には、長さ九、三メートルの墓道があり、羨門から三メートルまでは平坦で、そこから傾斜して高くなり、地表に達している。また、全長十八・七メートルの塼で作った排水溝の末端部は、封土の流出を防ぐため四段に石を配列している。排水溝の途中で塼が一・五メートルほどの間欠失しているのは、墓室に使用する塼が不足したので、急遽この部分の塼を取りはずして墓室の塼に使った結果であると報告者はみている。しかし、王陵の築造においてはたしてそのような無計画なことが起き得るものであろうか疑問である。

墳丘斜面の葺石状の配石や石積み、排水溝末端の配石などは、従来にない遺構例の新発見である。

武寧王陵と隣接する五・六号両墳との関係は、断面観察では明らかにし得なかったという。この関係については、平面位置・主体部の規模・塼・副葬品などから検討を加えている。しかし、武寧王陵が五・六号両墳とほぼ同時期もしくは少し古いとみる程度で、それ以上には明確な見解を示していない。

むしろ、熊津時代における百済古墳の編年は、本報告書をもとにした今後の比較研究に待たねばならないようである。

遺物の出土状況をみると、羨道部では、南端の東側にやや大きな青磁六耳壺、西側に銅鉢二個・銅匙二個・青磁六耳壺がある。そのすぐ北に接して、東に王、西に五銖銭を載せた王妃の買地券をならべ、北に続けて石獸を置いている。玄室内部では、棺床の南に一段低くなった部分がある。そこには東側に青磁四耳瓶・銅鉢があり、中央で銅盞二個と銅箸一対・銅鉢が出土した。棺床上には木棺の残片があり、東側に王、西側に王妃の漆棺を納めている。

棺内の遺物としては、王の場合は頭を南にし、南端に漆枕があり、金製かんざしや装飾品を上に載せた状態で獸帯鏡が出土した。その北に金製冠飾り二枚、下に頸飾り類が連なり、北寄りで二個の耳飾りが出土した。中央に腰佩や装飾付の完全な銙帯があり、その西寄りで粧刀、西側端から単龍環頭大刀が出土した。飾履は並べておき、足座は北に移動しており、更に北端から獸文鏡が出土した。王に対する副葬品は少なく、多くの遺物は、身体につけた状態で出土している。

王妃側では、南端に承盤付銀鋺・銅盒・銅匙と粧刀を容れた銅鉢を副葬している。ついで二個の木鳥がつく漆枕をおき、その北

で二個の頸飾りが出土している。垂飾付の金冠の下に獣帯鏡があり、金冠の東側に十三センチの間隔をあけて耳飾り一対・勾玉四個・金板二枚が出土した。中央部では東側から金釧（右腕）西側から有銘銀釧（左腕）、その中間で南寄りにガラス製童子像・粧刀などがあった。左右の飾履の西側に足座があり、その下に火のし、頸飾りや釧など小型の装身具を副葬していた。

その他に、王と王妃の棺内から多数の金・銀・ガラスなどで作った装飾用の細かな部分品が出土した。

遺物のとりあげ作業の過程で、羨道部と玄室内に木製の台又は机、玄室内に琴、羨道と玄室との境には木製の門扉があったとみている。木棺には、栗材を用いており、保存のよい王妃の木棺片から切妻屋根形の木棺を推定している。報告者は、殯宮に納めていた木棺そのものを王陵に移して埋葬したとみている。

Ⅲ

Ⅴ章は副葬品の解説で、合計二千五百六十一点の出土遺物があるが、主要なものにかぎって挙げている。

1　装身具・儀器

(1)金製冠飾り　一対（王）　薄い純金板の上に文様輪郭を線刻し、切断面が斜めになるよう工具を傾けて截断している。前・後二個の冠飾りは、同一の型紙を使用したにもかかわらず大きさに若干の違いがあるという。この冠飾りは、百済の在来様式に仏教的な文様を採用した新型式とみている。また、有機質の内冠につけた金製の各種装飾品が、冠飾りの周囲から多数出土している。

(2)金製冠飾り　一対（王妃）　透し彫りの文様のみで瓔珞がなく、シンプルで洗練された印象を与える。この冠飾りは、とりわけ仏教的性格が強く、六朝仏教美術の影響が濃いという。

(3)金帽勾玉と心葉形垂飾付耳飾り　一対（王）　慶州の金鈴塚から出土した耳飾りが本例と最も近く、熊本県玉名市菊水町・江田船山古墳出土の心葉形細環耳飾りもこれに近い。この耳飾りは六世紀初頭に南朝鮮で流行した型式で、報告者は百済出土の慶州式耳飾りは新羅製品の可能性があると指摘している。

(4)山梔実形と砲弾形垂飾付耳飾り　一対（王妃）　山梔実形の垂飾を持つ耳飾りは、新羅や伽耶でも出土するが、砲弾形は新出の型式である。上端の環は細環式であって、新羅の太環式とは異なるものとみている。

(5)山梔実形垂飾付耳飾り一対（王妃）　上記(4)の山梔実形の垂飾と酷似しており、報告者は、同一工人による同時代の製品とみなしている。

耳飾りは、新羅古墳では原則として、細環式は男性、太環式は女性が着装するのに対して、武寧王陵では太環式がなく王妃も細環式を用いた点を注意している。

(6)小型耳飾り　二対（王妃）　王妃の足もと付近で出土した一括遺物中に含まれていたごく小さな飾りである。報告者はこれを王妃が幼女期に使用した耳飾りとみているが、小型で余りにも粗雑な作りであるから、評者は別の用途に使った飾りと考えたい。

(7)銀製銙帯　一具（王）　環頭形の鉸具は、慶州の壺杵塚・皇吾里一号墳・皇吾里四号墳などの鉸具から発達した型式とみている。他の一方の端につく七花形の金具は、類例が慶州の瑞鳳塚出土品にあるという。

(8)金銀製腰佩　一連（王）　上端に蟾蜍を透し彫りした金具

をつけ、下端には鬼面文を透し彫りした金具に続けて、龍を線刻した長方形板金具をとりつけている。

(9)銀地金銅張り飾履　一対（王）　内部に木皮と三重の布が遺存し、底裏にはスパイクがつく。王妃の飾履と同形同大であり、長さ三十五センチ、幅十一・五センチである。

(10)銅地金銅張り飾履　一対（王妃）　内部に三重の布が遺存していた。表裏の両面には忍冬唐草文を透し彫りした金銅板をかぶせている。履の踵が欠失しているのは、仰臥伸展葬で踵の部分が下と接していたためとしている。

(11)単龍環頭大刀　一口（王）　全長八十二センチ、把の長さ二十二センチである。龍頭環頭大刀は五世紀から出現するが、単龍環頭大刀は少なく、むしろ日本で盛行している。

(12)有銘銀釧　一個（王妃）　外径八センチ、内径六センチ、環の内面幅一センチである。外面には二匹の龍を浮彫し、内面に「庚子年二月多利作大夫人分二百卅主耳」という文を陰刻している。庚子年は西暦五百二十年にあたり、王妃の亡くなる六年前の製作である。多利は作者の名前であるが、日本の止利仏師は本来は鞍作りであったことからみて、その祖先は百済の工匠家族から出たのではないかと推定している。また、武寧王十二年（西暦五百十二年）に、伽耶から百済へ移った「上哆利」「下哆利」という地名とも何か関連があるかもしれないと指摘している。

2　その他の副葬品

(1)獣帯鏡　一面（王妃）　王妃の冠飾りの下から鏡背面を上にして出土した。直径十八・一センチ、縁高〇・六センチである。後漢代の細線式獣帯鏡よりも時代の下るものとみている。

(2)宣子孫獣帯鏡　一面（王）　王の頭部付近で鏡背面を上にして出土した。直径二十三・二センチ、縁高〇・七センチである。鈕に通した紐のきれはしが残っている。報告者は、江田船山古墳出土の獣帯鏡を同一型式として挙げているが、適当とはいえない。むしろ滋賀県野州郡三上山下古墳出土の二面を例示した方がよいと評者は考える。また、些細な誤りではあるが、江田船山古墳出土の鏡は、全部で六面を数える。

(3)方格規矩神獣文鏡　一面（王）　王の足座北部で鏡背面を上にして出土した。直径十七・八センチ、縁高〇・七センチである。報告者は木質が残存した痕迹から、木箱に入れていたのではないかとしている。方格規矩四神鏡の鏡背上に付加した文様は、半立体的に鋳造している。その神人は、上半身が裸でまげを結い、裸足で槍を持っている。報告者は、疾走する四匹の獣を狙う狩猟の光景を表現したとみている。また、まげや裸身・裸足などの表現と、日本の古墳から出土したという銅鼓の形を表現した文様のある中国鏡の例を挙げて、本鏡の製作地は中国の華中地方であると推定している。しかし、製作地の推定については、他の鏡との比較研究や技術的な方面からの追究が必要であろう。銘文は「尚方佳竟真大好　上有仙人不知老　渴飲玉泉飢食棗　寿囮金石兮」であろう。本文中では「佳」を「作」としているが、写真も実測図も共に「佳」となっており、恐らく本文の「作」は誤植なのであろう。評者は、寿の次は「如」と読んで一向にさしつかえないと考える。また、鏡は出土状況からみて、王妃は胸の上に、王は頭の上方と足の下方に各々置いていたのであろう。

(4)銅承盤付銀鋺　一個（王妃）　台・身・蓋の三部分からな

り、銀製の身と蓋には、蓮華文・雲文・龍文・水鳥文などを刻線で表現している。これは宝物四百五十三号の緑釉の承盤付埦とまったく同じ形態であるという。

(5)青銅鋺　五個　棺床の前方に分散して出土したが、殆んど同形同大である。その中の一つを科学処理した結果、内面に二匹の魚が蓮池を泳ぐさまを陰刻で表現していることが明らかになった。

(6)鉄製五銖銭　一括（約九十枚）　王妃の買地券上に紐を通し一連にして置いていた。直径二・四センチ、方孔の一辺は〇・八センチである。鋳造品で、方孔の左右に「五銖」の文字を鋳出し、周郭と方郭が隆起している。『梁書』武帝本紀によると、武帝は普通四年（西暦五百二十三年）に鉄銭を鋳造している。武寧王陵出土の五銖銭は、この時に鋳造した銭貨を輸入したとみている。西暦五百二十三年は、丁度武寧王の没年にあたり、二年後の還葬の際に埋納したと考えるのであろう。

(7)青磁六耳壺　二個　羨道部から出土し、青磁の蓋がつくものと、つかないものとがある。羨道には、六耳壺・青銅盌・銅匙が各々二個あった。王と王妃に対する墓室内での祭祀を行なったものとみている。

(8)青磁四耳瓶　一個　王の棺床の前方に遺存していた。報告者は胎土の質などから、百済で製作した可能性もあるとしている。

(9)青磁灯明皿　五個　壁龕内に置いてあり灯心の残っていたものもある。胎土が白く淡緑色の透明釉がかかっており、あるいは六朝白磁かと推定している。

(10)頭枕・木製足座　各二個（王・王妃）　木製鳳凰頭　一対（王妃）　これらの遺物は他に類のないものであるが、王と王妃とでは文様や製作技法に相違がある。但し、蓮華・朱雀・草花・六花形の文様は、高句麗壁画古墳の文様に類例を見いだし得る。

(11)石獣　一軀　凝灰岩製の彫像で、頭部に鉄製枝状の角をつけている。右後脚は、発見当時既にとれていた。この一角獣は『漢書』にいう天鹿であり、鎮墓獣とみている。

(12)買地券　二枚　羨道部で石獣の前にならべていた。王の前文があるものを第一石、王妃の前文があるものを第二石と呼んでいる。両者の法量はほぼ等しく、縦三十五センチ、横四十一・五センチ、厚さは第一石が五センチ、第二石が四・七センチである。青灰色の閃緑岩製で、方格内に文を陰刻している。発見以来、「誌石」とみていたが、墓誌ではなく買地券であるという。王の葬礼に使用した前文と買地券の二個の石を、王妃の改葬時にそのまま利用して、買地券の裏面に王妃の改葬事実を記し、王の前文の裏面に方位を記入した。王と王妃の前文とでは、筆致が若干異なっているが南朝風の書体をよく残している。中央に孔をあけている理由は定かでない。

買地券の文は、次の如くである。

寧東大将軍百済斯
麻王年六十二歳癸
卯年五月丙戌朔七
日壬辰崩到乙巳年八月
癸酉朔十二日甲申安厝
登冠大墓立志如左

(1) 第一石・表面

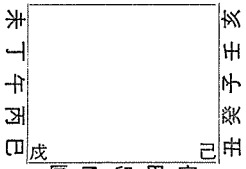

(2) 第一石・裏面

錢一万文　右一件
乙巳年八月十二日寧東大将軍
百済斯麻王以前件錢訟土王
土伯土父母上下衆官二千石
買申地為墓故立券為明
不従律令

(3) 第二石・表面

丙午年十一月百済国王大妃寿
終居喪在酉地己酉年二月癸
未朔十二日甲午改葬還大墓立
志如左

(4) 第二石・裏面

これを報告者は、以下のように釈読している。

第一石表面の文は「寧東大将軍である百済の斯麻王が、年六十二歳になる癸卯年五月丙戌朔七日壬辰に薨去された。乙巳年八月癸酉朔十二日甲申に至り、登冠にある大墓に安葬して、次のように文書を作成した。」とあり、

第二石表面の文は「錢一万枚　以上一件　乙巳年八月十二日に寧東大将軍である百済の斯麻王は、上記の金額で土王、土伯、土父母、地下の多くの官吏や地方長官に報告して、南東方向の土地を購入して墓を作る。このため証書を作成して証明とする。この墓域に関する限り、あらゆる律令に拘束されない。」と読んでいる。釈文中で南東方向とあるのは南西方向の誤植であろう。

第二石裏面の文は「丙午年十一月に百済国王の大妃が天命のままこの世を去られた。酉の地で喪礼を終え、己酉年二月癸未朔十二日甲午に改め移して大墓に還り葬礼を行ない、次のように証書を記した。」と読む。

報告者によると『百済本記』には年齢を記していないが、『日本書紀』に、雄略五年六月一日に武寧王が誕生したという記載があり、買地券の記述にある卒年から六十二年を引くと丁度合致するという。また、『三国史記』や中国の史書にみる王位継承説よりも『日本書紀』武烈天皇四年の条にある武寧王と東城王が異母兄弟であるとする説のほうが、年齢関係からみる時には妥当であるという。

第一石表面第三行の「卯」字は、最初誤って他の文字を彫り、後に削って「卯」の字に彫りなおしている。評者の観察によると、第一石表面七行目の初めに「冢」字のような陰刻を認める。恐らく彫るのを途中で止めたものらしいが、報告者はこれに触れていない。

買地券の記述から王は二年・王妃は三年の殯を行なっていることが明らかになった。東アジアの古代葬制の一端を解明する貴重な鍵となるであろう。また、大墓は「申地」にあり、王妃を居喪した場所は「酉地」であって、両地はごく似かよった方角にあったことを知るのである。

この買地券は極めて重要な資料であり、今後の研究によって多くの成果を得、かつまた多くの問題を提起するものとなろう。

Ⅳ

Ⅵ～Ⅸ章は、武寧王陵の発見を契機とした研究である。

Ⅵ章では、資料の少なかった百済史研究に寄与するであろうと述べている。

Ⅶ章では『百済武寧王陵遺物特別展』に書いた内容をより詳細にし、文献上にみる武寧王の業績を挙げて論じている。

Ⅷ章では、熊津時代までの百済と他の国々との関係、南朝の梁と通交した理由、日本に対する百済文化の影響などについて概説している。

Ⅸ章では、日本の文献は大部分が百済史を歪曲し、また日本の学者は、近代になって朝鮮侵略を合理化する方向で百済史を研究して今日に至ったと指摘している。百済の始祖説話から始めて、建国・王統・対外関係・社会制度など多方面に論及する。百済の支配階層は「流移民」であり、百済を建国したのは扶余族で、彼らは発達した鉄器文化を持ち、騎馬民族の質的に優勢な軍事力を持っていた。そして、百済に服属していた倭王に七枝刀をおくり、九州西北には百済分国があったとしている。興味ある論説ではあるが、にわかには従い難い点も少なくない。

Ⅹ章は、百済古墳の型式分類である。

百済古墳を積石塚と土塚に二大別し、土塚は更に、土壙墳・石室墳・塼築墳・甕棺墓・火葬墓とに細分する。

積石塚は高句麗系で百済の初期に多く、土壙墳は木槨・木棺を持つものと土壙のみの二類型がある。これらは土着の墓制に楽浪系墓葬の影響が加わって成立し百済化したもので、全期間を通じて存在する。石室墳は高句麗系で竪穴式と横穴式があり、百済では種々に多様化している。塼築墳は南朝の影響下に成立し、その後、伽耶や高霊の石室墳に影響を与えている。甕棺墓は封土墳の土壙中に一～数個の甕棺を納めたもので、栄山江下流域に集中的に分布する。先史時代の甕棺墓の伝統を受けついだものである。火葬墓は蔵骨器に火葬骨を納めたもので、百済後期に出現する。

このように百済の墓制には、高句麗系・楽浪系・華北系・南朝系の影響があり、次第に百済化していった。また、伽耶・新羅・日本の墓制にも影響を与えたと指摘している。

本章では、百済古墳の特徴を概説的に述べており、その構造や類型を理解し易く簡潔にまとめている。各類型の古墳が他地域の墓葬の影響を受けた点を指摘しているが、評者は百済古墳自体の発展と消長を、遺物と共に詳細に研究して百済古墳の編年体系を確立されることを望みたい。

Ⅺ章は科学的保存に関する研究であり、相当の頁を割いている。木製品・金属器・陶磁器・石造品それに王陵の保存について、意欲的な研究と実践がなされている。内容が専門的であるので割愛する。

Ⅴ

以上、章をおって概要を記し簡単に批評を試みてきたが、遺構・遺物の内容の豊かさはさすがに目をみはるばかりである。

我々は、本報告書によってはじめて信頼し得る正確な情報を得ることができ、また、報告書中の随処に問題を解く多くの手がかりを見いだすのである。

従来、とかく等閑視されがちであった墳丘の形状・封土の築成法・墓道の全形・葬送の実態（殯・追葬・墓室内の祭祀など）などを、追加調査によって確認し得たことは、大きな収穫である。更に、数多くの出土遺物に対する考察、とりわけ買地券に関する研究は、三国時代古墳文化の研究にゆるぎない編年上の一基準を与えたものとして、高く評価されよう。

ただ、正報告書として、なくてはならない考察篇の欠けている点には、問題がある。また、用語の不統一（買地券―誌石、金銀装刀―粧刀など）と、Ⅵ章からⅩ章にかけての記述に、いま少しのつっこみの足りなさを感じる。

たとえば、本墳では他の百済古墳にみるような百済のいわゆる

陶質土器をみず、中国南朝(梁)の陶磁器類が出土している。更に、塼室墳の構造や使用塼・金属容器類・鏡・五銖銭などは、熊津時代の百済と梁の密接な関係を雄弁に物語っている。また、金銀製の装身具や頭枕・足座・木棺などには、百済と新羅や高句麗との相互交流の証を見いだし得る。

Ⅵ章からⅩ章については、各章でそうした点をも考慮した記述にもう少し重点をおき、関連させて欲しかった。

しかしながら、本書作製には多くの予期せぬ障碍が待ち受けていて、一時は刊行不可能かと案じたほどであったという。そうした状況のもとで編集された報告書であることを考慮すれば、上記のような要求は望むほうが無理であるかもしれない。

ともかく、武寧王陵の遺構・遺物を素材とした百済史の研究は、今後に残された課題である。本報告書の執筆者や王陵調査にたずさわった人々によって、将来、関連論文が発表されることを期待している。

そのほかに、本書の中で評者が気付いた点を指摘すると共に希望を述べておく。

まず、遺構の実測図では断面図が少なく、封土・葺石・塼室・墓道・配水溝の関係が十分には表現されていない。遺物の実測図は、非常に精緻な表現のある反面、不明確な表現例が混じる。写真図版では少しピントの合わないものがあり、五七・六三・七五などは天地逆か裏焼きとなっているようである。また、有銘銀釧・五銖銭・銅鏡・塼などには、拓本を添えて戴きたい。遺物の小見出しは八三項目であるが、これで出土遺物の全てを掲載しているのかどうか判然としない。

遺物の中には、本書に先立って刊行された『百済武寧王陵遺物特別展』(一九七一年十～十一月)の目録と本書の副葬品の項とでは多少の違いがある。たとえば、名称の異同(銅鏡—青銅製皿形容器、四耳陶瓶—青磁四耳瓶)王と王妃の副葬品所属の変更(金製かんざし・王妃—王、粧刀・王—王妃)などがある。重要な差異及び変更であるから、その理由を明記すべきであろう。

本書は、上記のようないくらか説明不足な点があるとはいえ、朝鮮古代史の研究者にとっては欠くことのできない報告書であり、更に進んでは日本の考古学・古代史研究者にとっても必読の書であろう。

将来、日本・朝鮮・中国の古代史研究に関連して、益々その重要性が認識され、研究の基礎資料を提供するものとして、永く学界に貢献する書となるであろう。

なお、本書は大冊のうえに非売品であり、古書店にでても高価であって入手するのが非常に難かしい。幸い今回は、日本語訳版(金元龍・有光教一監修、永嶋暉臣慎訳『武寧王陵』学生社)が発行されることになったが、今後の調査報告書を含めて、縮冊版か何らかの方策を講じて、容易に入手し得るよう配慮して戴きたい。

偶然に発見された古墳の緊急調査であり、その後も困難な状況下にありながら、よく報告書の刊行にまでこぎつけた金元龍団長をはじめとする関係者各位に対し、改めて敬意を表するものである。

書評に際しては、報告書の輪読会を行なってきた京大大学院生・宇野隆夫氏に多大の協力を得た。特に、Ⅵ章以下及び副葬品

の各項について有益な助言を得ることができた。末尾ではあるが、記して感謝の意を表したい。　一九七四年十月二十五日

（B4判・本文一三五頁・図版一〇八頁・一九七三年刊・文化財管理局・ソウル・非売品）

（京都大学大学院生・　　）